

2010年10月8日

ABEST21 知財専門職大学院の 認証評価の概要



2010年10月

**Non-Profit Organization
THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP
FOR TOMORROW, a 21st century organization**

目 次

I. ABEST21 の沿革	2
II. ABEST21 の組織	4
III. 専門職大学院の認証評価	7
IV. 受審資格申請	9
V. 認証評価システム（案）	10
VI. メンター制度	13
VII. 認証評価体制（案）	14
VIII. 認証評価プロセス（案）	19
IX. 認証評価基準と解説（案）	23

I. ABEST21 の沿革

1. グローバル・クラスルーム (Global Classroom) 国際会議

ABEST21 の歩みは、1994 年の「グローバル・クラスルーム (Global Classroom) 国際会議」の創設に遡る。1994 年 10 月 28 日、Carnegie Mellon University (USA), City University of Hong Kong (Hong Kong), Moscow State University (Russia), Yonsei University (Korea), University of Melbourne(Australia), ITESM(Mexico),そして青山学院大学の7大学のビジネススクールが参加し、先端的情報通信技術を駆使して



の位置、場所、空間を超越したビジネススクール国際合同授業の普及を目指し、「グローバル・クラスルーム (Global Classroom) 国際会議」を設立した。それは、オンライン・リアルタイム・テレビ会議システムによる国境を越えたマネジメント教育の実現に向けた仮想教室を構築することであった。

2. グローバル・ナレッジ・ネットワーク (Global Knowledge Network) 機構

グローバル・クラスルーム国際会議は、2002 年 6 月 28 日、国内外の 13 大学のビジネススクールの参加を得て、グローバル・クラスルームによる教育方法の実証的な研究報告を行い、ビジネススクールの教育の質の維持向上をより一層推進していくために、グローバル・クラスルーム国際会議の組織を、「グローバル・ナレッジ・ネットワーク (Global Knowledge Network) 機構」に改組した。グローバル・ナレッジ・ネットワーク機構は、グローバルスタンダードな教育の質を保証していくビジネススクールの教育システムの構築を目指した国際連携組織の確立を目的としたものであった。

3. ABEST21

1) 設立

ABEST21 は、2004 年 6 月 28 日開催の 2004 Global Knowledge Network 箱根国際会議において、マネジメント教育の質の維持向上に向けたビジネススクールのネットワークの構築について討議し、その結果、THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW, a 21st century organization (ABEST21)の設立を決定し、2005 年 7 月 1 日、国内外の 16 大学のビジネススクールの参加により ABEST21 会則の制定及び役員を選出を行い、ABEST21 を創設した。



(設立総会 (2005 年 7 月 1 日))

2) ミッション

ABEST21 は、その創設に伴い下記のミッションを制定した。

「われわれは、21 世紀の国際協力のために、われわれが開発しうる多くの領域があると信じている。われわれは、会員校間の互恵の協力関係を促進することによって、グローバルな基準でビジネススクールの教育を向上させていくことに努めていく。かくて、われわれは、われわれの努力を THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW, a 21st century organization (以下「ABEST21」という。) の設立のために使うべきとの結論に至った。」

ABEST21 は、このミッションを達成していくために、下記の目標を設定した。

- ・カリキュラム及び教材に関する情報の共有
- ・共同研究プロジェクト、合同講座、国際シンポジウム及びグローバル・クラスルーム活動の推進
- ・会員校の教育研究活動の助言とグローバルビジネス教育を向上させる持続的努力の促進
- ・認証評価によるビジネス教育の向上

3) 認証評価機関の認証

ABEST21 は、2006 年度 ABEST21 総会及び理事会において、21 世紀の国際社会のより豊かな未来を切り拓いていくために、世界経済の持続的発展を支えていく高い倫理観とグローバルな視野を身につけた企業家精神に富む人材育成を目的としたビジネススクールの教育の質維持向上を目指す ABEST21 認証評価基準(ABEST21 Business Accreditation Standards) を 2006 年 7 月 2 日に制定した。この ABEST21 認証評価基準の制定に伴い、ABEST21 はわが国の経営専門職大学院の認証評価を行うために、文部科学省に認証評価機関の認証申請を行い、2007 年 10 月 12 日、文部科学相より経営分野専門職大学院の認証評価機関としての認証を受けた。

II ABEST21 の組織

1. 執行役員

President

- 伊藤 文雄 (Fumio ITOH) , ABEST21, Japan

Vice President

- Ilker BAYBARS. Deputy Dean, Tepper School of Business, Carnegie Mellon University, USA

Vice President

- Xiongwen LU, Dean, School of Management, Fudan University, China

Vice President

- Robert S. SULLIVAN, Dean, Rady School of Management, University of California San Diego, USA

Vice President

- Oleg VIKHANSKI, Dean, Graduate School of Business Administration, Moscow State University, Russia

2. 理事

- Tae-Sik AHN

Dean, College and Graduate School of Business, Seoul National University, Korea

- Ilker BAYBARS

Deputy Dean, Tepper School of Business, Carnegie Mellon University, USA

- Caroline F. BENTON

Program Chair, MBA Program in International Business, Graduate School of Business Sciences, University of Tsukuba

- Eric CORNUEL

Director General and CEO, European Foundation for Management Development (EFMD)

- Firmanzah

Dean, Faculty of Economics and Business, University of Indonesia, Indonesia

- Fumio ITOH

Executive Advisor for Academic Affairs, Aoyama Gakuin Educational Foundation

- Ali KHATIBI

Dean, Faculty of Business Management & Professional Studies, Management & Science University, Malaysia

- Kai LI

Dean, School of Business Administration, Northeastern University, China

- Xiongwen LU

Dean, School of Management, Fudan University, China

- Lawrence B. PULLEY

Dean, Mason School of Business, College of William and Mary, USA

- Robert S. SULLIVAN

Dean, The Rady School of Management, University of California San Diego, USA

- 高橋 文郎 (Fumio TAKAHASHI)

Dean, Graduate School of International Management, Aoyama Gakuin University, Japan

- 谷川 和生 (Kazuo TANIGAWA)

Director, Corporate Executive Vice President, General executive Human Resources Group Toshiba Corporation principal office

- Oleg VIKHANSKI

Dean, Graduate School of Business Administration, Moscow State University, Russia

3. 監事

- Nobue Susie BROWN
Associate Dean, McCombs School of Business, University of Texas at Austin, USA
- 湯本 祐司 (Yuji YUMOTO)
Director, Graduate School of Business administration, Nanzan University, Japan

4. 正会員 (School Members)

AUSTRALIA

- Faculty of Business & Law, University of Newcastle
- School of Management, University of South Australia

CHINA

- School of Business Administration, Dongbei University of Finance and Economics
- School of Management, Fudan University
- School of Management, Harbin Institute of Technology
- School of Management, Huazhong University of Science and Technology
- School of Management, Jilin University
- School of Business, Nanjing University
- School of Business Administration, Northeastern University
- School of Business Administration, South China University of Technology

GERMANY

- Faculty of Management, University of Applied Sciences Hof

INDIA

- School of Management, Pondicherry University
- Bharathiar School of Management and Entrepreneur Development, Bharathiar University

INDONESIA

- Faculty of Economics, University of Brawijaya
- Faculty of Economics and Business, University of Indonesia
- School of Business and Management, Bandung Institute of Technology

JAMAICA

- The Mona School of Business Mona Campus, The University of The West Indies

JAPAN

- Graduate School of International Management, Aoyama Gakuin University
- Institute of Business and Accounting, Kwansai Gakuin University
- Graduate School of Business Administration, Nanzan University
- Graduate School of Business Sciences, University of Tsukuba

KOREA

- College and Graduate School of Business Seoul National University
- School of Business Administration, Sungyunkwan University

MALAYSIA

- Faculty of Business Management & Professional Studies, Management & Science University

MEXICO

- EGADE, Tecnológico de Monterrey

MOROCCO

- School of Business Administration, Al Akhawayn University in Ifrane

RUSSIA

- Graduate School of Business Administration, Moscow State University

SINGAPORE

- SP Jain Center of Management

THAILAND

- Faculty of Business Administration, Chiang Mai University

USA

- JAIMS
- Tepper School of Business, Carnegie Mellon University
- Mason School of Business, College of William and Mary
- McCombs School of Business, University of Texas at Austin
- The Rady School of Management, University of California San Diego
- School of Business Administration, University of San Diego

5. 企業会員 (Affiliate Members)

- FUJi Xerox Co., Ltd.
- 大学共同利用機関統計数理研究所 (The Institute of Statistical Mathematics)
- Nissan Motor Co., LTD.
- Sony Corporation
- Toshiba Human Resources Development Corporation
- 日本弁理士会 (The Japan Patent Attorneys Association)

6. 互惠会員 (Reciprocal Members)

- European Foundation for Management Development (EFMD)

Ⅲ 専門職大学院の認証評価

1. 専門職大学院の教育の質維持向上

学校教育法第99条第2項において、大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を担うことを目的とした大学院を専門職大学院と定義されている。そして、文部科学省は専門職大学院の設置認可のために専門職大学院設置基準を制定し、専門職大学院設置基準第1条第1項において同設置基準は専門職大学院を設置するに必要な最低の基準とされている。それ故に、同設置基準第1条第3項において、専門職大学院はこの設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならないと規定している。従って、専門職大学院の認証評価の基本目的は、専門職大学院設置基準の定める最低水準を上回る水準での教育研究の質維持向上を保証することに求められる。

2. 専門職大学院の認証評価

認証評価の概念は、学校教育法第109条第2項において、文部科学大臣の認証を受けた者（「認証評価機関」）による評価（「認証評価」）と定められている。そして、同条第3項において、専門職大学院は教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令の定める期間ごとに、認証評価を受けるものと規定されている。その政令の定める期間とは、学校教育法第40条において、5年以内とすると定められている。従って、専門職大学院設置基準で設置認可された専門職大学院は設置認可年次から5年以内に認証評価機関によって認証評価を得なければならないのである。

3. 認証評価機関（経営分野）の認証

NPO法人 THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW、a 21st century organization (ABEST21)は、2007年10月12日に文部科学大臣よりわが国の専門職大学院（経営分野）の分野別認証評価機関として認証された。

4. 認証評価の実績

1) 2008年度認証校

ABEST21は、2008年度認証評価として、2009年3月25日、ソニー株式会社本社会議室において下記4大学の専門職大学院（経営分野）の認証評価を行った。

- ・青山学院大学大学院国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻
- ・一橋大学大学院国際企業戦略研究科経営・金融専攻
- ・神戸大学大学院経営学研究科現代経営学専攻
- ・筑波大学大学院ビジネス科学研究科国際経営プロフェッショナル専攻

2) 2009年度認証校

ABEST21は、2009年度認証評価として、2010年3月5日、新日本製鐵君津製鐵所会議室において、下記大学の専門職大学院（経営分野）の認証評価を行った。

- ・関西学院大学大学院経営戦略研究科経営戦略専攻

3) 2010年度受審校（第2ステージ校）

2010年度第2ステージの審査段階に進んでいる専門職大学院（経営分野）は下記の2校である。

- ・京都大学大学院経営管理教育部経営管理専攻
- ・南山大学大学院ビジネス研究科ビジネス専攻

4) 2010 年度受審校 (第 1 ステージ校)

2010 年度第 1 ステージの審査段階にある専門職大学院 (経営分野) は、下記の大学である。

- ・ 早稲田大学大学院商学研究科ビジネス専攻

5. 相互評価の実績

ABEST21 は、2006 年 7 月 2 日制定の ABEST21 認証評価基準に基づき、ABEST21 海外メンバー校に対して、ビジネススクール教育の質保証の相互評価を実施することにした。

1) 2010 年度受審校 (第 2 ステージ校)

2010 年度第 2 ステージの審査段階に進んでいるビジネススクールは下記の 1 校である。

- ・ Faculty of Business Management and Professional Studies-MBA Program, Management and Science University, Malaysia

2) 2010 年度受審校 (第 1 ステージ校)

2010 年度第 1 ステージの審査段階にあるビジネススクールは、下記の 2 大学である。

- ・ Faculty of Economics, University of Brawijaya, Indonesia
- ・ SP Jain Center of Management, Singapore

3) 2010 年度受審資格校

2010 年度相互評価の受審資格を得た大学は、下記の大学である。

- ・ Faculty of Business and Law, University of Newcastle, Australia
- ・ School of Business and Management, Bandung Institute of Technology, Indonesia

IV 受審資格申請

1. 受審資格申請

受審校は、下記の所定の書類を添えて受審資格の申請をする。

- ・ 申請締切日：毎年2月末日
- ・ 提出書類：
 - 1) 「申請書」
 - 2) 様式-1：「受審教育プログラム(Scope of Accreditation)」
 - 3) 様式-2：「受審校の沿革」
 - 4) 様式-3：大学長並びに部局責任者（学部長または研究科長）による「認証評価申請書」
 - 4) 様式-4：「分野別認証評価申請大学院の所属する大学の概要」
 - 5) 様式-5：「分野別認証評価申請大学院の概要」
 - 6) 受審校が設置認可申請に際し文部科学省に提出した「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」のコピー
 - 7) 認証評価基本審査費用 1,000,000 円の振込書

2. 提出場所

〒107-0062 東京都港区南青山 5-4-29

ABEST21 事務局 認証評価係 E-mail : ABEST21@abest21.org

V 認証評価システム（案）

1. 「認証評価計画 (Accreditation Plan)」

1) 「認証評価計画」の目的

ABEST21 は、知的財産分野専門職大学院（以下「知財専門職大学院」という。）の恒常的な教育の質維持向上を推進していくために、教育システムに PDCA サイクルを稼働させることにより教育の質改善を図り、知財専門職大学院の知財ビジネス教育の質をステークホルダーに保証する認証評価(accreditation)を行う。ABEST21 は、そのために、認証評価の透明性、客観性、社会性及び国際性に配慮し、特に、グローバル化時代の明日の経営を担う知的財産人材を育成していく知財専門職大学院の教育の質維持向上のためには、国際的に通用するグローバルな視点からの認証評価に心掛けていく。

「認証評価計画(Accreditation Plan)」は「受審資格」を取得した受審校が、認証評価の本審査を受ける準備段階として、受審校の抱える教育の質維持向上のために解決していかなければならない基本的課題が何であるかを発見し、この課題解決のための体制を整えていくことに「認証評価計画」の目的がある。「認証評価計画」は、受審校の「教育研究上の目的」を実現していく“戦略”を考え、ABEST21 の 18 の評価基準「基本視点」を用いて受審校の教育研究活動の現状について“自己点検”と“自己評価”のギャップ分析を行い、改善すべき“課題”を発見し、その課題を解決していく“基本構想”を検討していく内容から成る。それ故、「認証評価計画」は最終的に認証評価を得る「自己点検評価報告」の自己点検評価の予備分析と位置づけられ、受審校の持続的な教育の質維持向上に向けた体制の整備に向けられたものである。

2) 「認証評価計画」の内容

受審校は、「教育研究上の目的 (mission)」を達成していくために、教育研究活動状況を 18 の評価基準「基本視点」を用いてギャップ分析を行い、改善課題を発見し、改善計画の基本構想を検討した下記内容の「認証評価計画」を作成する。

1) 受審教育プログラム

受審校は、認証評価を受審する知財ビジネス教育プログラムの内容と教育特徴を記述する。

2) 受審校の沿革

受審校は、認証評価を受審する知財ビジネス教育プログラムの足跡を内容とするビジネススクールの沿革を記述する。

3) 戦略の策定

受審校は、「教育研究上の目的」を達成するために戦略を立案する。達成目標も戦略も明確化されていない場合には、検討をしていく。知財ビジネス教育の質改善の必要性は、受審校の「教育研究上の目的」が明確化されているためであり、それを実現するための戦略の立案は不可欠である。外部環境分析（「機会」と「脅威」）および内部環境分析（「強み」と「弱み」）を解明し、「教育研究上の目的」を達成する戦略を策定する。

4) 自己点検評価の分析

受審校は、受審校の教育研究活動状況を 18 の評価基準「基本視点」によって自己点検評価を行う。自己点検においてはできるだけ具体的な例示によって分析し、自己評価を具体的に示す。自己点検評価の分析で示されるデータは、「認証評価計画」提出年次の 5 月 1 日現在のデータとする。

5) 改善課題の分析

受審校は、18 の評価基準「基本視点」によるギャップ分析で把握された改善課題と相互関連する課題との整理統合を図り、課題解決の重要性と緊急性とにより、評価基準各章ごとに

改善課題を体系化し明示する。

そして、各章の改善課題は基準に従って、改善計画の重要性及び緊急性の高い順に優先順位を付けて整理する。

- 1) 第1章「教育研究上の目的」の改善課題
- 2) 第2章「教育課程等」の改善課題
- 3) 第3章「学生」の改善課題
- 4) 第4章「教員組織」の改善課題
- 5) 第5章「管理運営と施設設備」の改善課題
- 6) 改善計画の基本構想

受審校は、整理した改善課題を重要性と緊急性により解決優先順位をつけ、最優先順位に従って改善計画の基本構想を明示していく。

3) 「認証評価計画」の評価

ABEST21 専門審査委員会は、受審校のメンターを決定し、受審校に「認証評価計画」の作成をサポートしていく。受審校より提出された「認証評価計画」の「書面審査」のために「ピア・レビュー・チーム(Peer Review Teams :PRT)」を設置し、PRT の審査報告書を評価する。受審校は「認証評価計画」が「適切」の場合には次の段階に進み、「不適切」の場合には自己点検評価の分析をより精緻なものとして「認証評価計画」の再提出をする。

2. 「自己点検評価報告(Self-Evaluation Report)」

1) 「自己点検評価報告」の目的

「認証評価計画」が「適切」と評価された受審校は、評価項目の78の「細目視点」に基づいて「認証評価計画」の分析より精緻な自己点検評価の分析を行い、改善課題、実行計画等を内容とした「自己点検評価報告」の分析を行う。

「自己点検評価報告」の分析は、受審校の持続的な教育の質改善を図るために、PDCAサイクルによる教育の質維持向上の継続を求めるものであり、より具体的な改善計画に基づく教育の質維持向上を実現していく仕組みを埋設していくものである。21世紀の教育研究環境の加速度的な変化の進展において、継続的な教育研究活動の質改善は不可欠であり、そのためには自己点検評価への取組を推進させていかねばならない。教育の質改善は、受審校の主体的意思によるものであり、受審校の自己点検評価が極めて重要な役割を担っている。「自己点検評価報告(Self-Evaluation Report)」は、受審校の18の「基本視点」によるギャップ分析の「認証評価計画」の審査に基づき、さらに78の「細目視点」によるギャップ分析の「自己点検評価報告」を評価し、受審校の教育プログラムの質維持向上に客観的保証を与えていくものである。

2) 「自己点検評価報告」の内容

受審校は、「教育研究上の目的(mission)」を達成していくために、現況を78の「細目視点」でギャップ分析を行い、改善課題を発見し、課題解決の実行計画を検討した下記の内容の「自己点検評価報告」を作成する。

1) 受審教育プログラム

受審校は、「認証評価計画」において記載された認証評価の対象となる「受審教育プログラム」の内容を再検討し、必要に応じて加筆修正し、受審教育プログラムの内容を確認する。

2) 受審校の沿革

受審校は、「認証評価計画」において記載された「受審校の沿革」を記載する。

3) 「教育研究上の目的」を達成する「戦略」の提示

受審校は、「認証評価計画」で分析された「教育研究上の目的」を達成する戦略を提示する。

4) 自己点検評価の分析

受審校は、受審校の現況を 18 の「基本視点」及び 78 の「細目視点」によって自己点検評価を行う。自己点検においてはできるだけ具体的な例示によって分析し、自己評価を具体的に示す。自己点検評価の分析で示されるデータは、「自己点検評価報告」提出年次の 5 月 1 日現在のデータとする。

5) 改善課題の分析

受審校は、18 の評価基準の各「基本視点」及び 78 の各「細目視点」によるギャップ分析で指摘された改善課題と相互関連する課題との整理統合を図り、課題解決の重要性と緊急性とにより、評価基準各章ごとに改善課題を体系化し明示する。

6) 課題解決の実行計画

受審校は、整理した改善課題を課題解決の重要性と緊急性により、解決優先順位をつけ、優先順位に従って実行計画を立案する。また、具体的な年次計画を示していく。

VI メンター制度

1. メンターによるサポート

ABEST21は、受審校の認証評価をえるための自己点検評価の分析活動を円滑ならしめるために、メンター制度を導入し受審校の分析活動を支援していく。メンター（mentors）は、受審校がABEST21の認証評価基準に基づいて行う現況の教育研究活動の分析方法等についての理解を深め、「認証評価計画(Accreditation Plan)」及び「自己点検評価報告(Self-Evaluation Report)」の作成に適切な助言を与え受審校の分析活動を推進していく。ABEST21は、受審校の教育特徴及び「認証評価の対象(Scope of Accreditation)」を考慮して当該受審校のメンターに相応しい3名のメンター候補者を受審校に推薦し、受審校はそのうちの1名を選び専門審査委員会の承認を得てメンターが任命される。メンターの活動期間は認証評価申請の受理審査が承認されてから「自己点検評価報告」の提出までの期間である。メンターは受審校の要請に応じてアドバイスをしていく。

2. メンターの決定

ABEST21は、認証評価の受審作業を円滑に進めていくために、メンターを次の手続きを経て決めていく。

- 1) ABEST21は、受審校のメンター候補者として相応しい教育研究分野の専門性と受審教育プログラムの専門分野の観点から3名のメンター候補者を受審校に推薦する。ただし、メンターは受審校の専任または兼任の教員として在職している場合、または役員として在職している場合（就任予定を含む）には、受審校のメンターに推薦することはできない。
- 2) 受審校は、3名のメンター候補者のなかから1名を指名する。
- 3) ABEST21は、指名されたメンター候補者の承諾を得て受審校のメンターを決定する。

3. メンターの任務

メンターは、受審校の要請に基づき評価基準によるギャップ分析、改善課題の明確化及び課題改善計画等について適宜アドバイスをし、受審校の「認証評価計画」及び「自己点検評価報告」の作成および提出に寄与していく。

4. メンターの期間

メンターの期間は、メンター決定から受審校の「自己点検評価報告」の提出までの期間とする。

5. メンターの費用

ABEST21はメンターに委員手当を支給するが、受審校のメンターリングに係るメンターの実費、例えば、交通費及び宿泊費等は、受審校の負担とする。

Ⅶ 認証評価体制（案）

1. ABEST21 の評価基本方針

ABEST21 は、知財専門職大学院の認証評価に際して、下記の基本方針に基づき知財ビジネス教育の質保証の評価をする。

1) 「個性の伸長に資する視点」からの評価

ABEST21 は、受審校の個性である建学の精神又は教育方針を尊重し、受審校の「教育研究上の目的」である教育特徴の伸長に資する評価をしていく。受審校の固有の教育研究資源に基づく人材育成の特性を評価していく。

2) 「教育の質改善を実現する PDCA サイクルの稼働推進の視点」からの評価

ABEST21 は、受審校の教育の質維持向上を継続していくためには、自己点検評価の分析により教育研究環境の改善課題を発見し、課題を解決していくシステムを構築していかなければならない。受審校の教育研究活動の質改善を図る「PDCA サイクル」の稼働を促す評価をしていく。認証後も、課題改善の実行計画の履行状況を審査し、改善の実現に向けた評価をしていく。

3) 「グローバルな視点」からの評価

ABEST21 は、科学技術の高度化、社会・経済・文化のグローバル化の時代的要請に応じて、国際的に通用する知的財産人材育成を目指す知財専門職大学院のグローバルな視点からの評価を行う。特に、国内外の産学連携による知財専門職大学院の教育研究活動に精通した専門家による国際的な実践的な評価をしていく。

4) 透明性の高い社会に開かれた評価

ABEST21 は、認証評価の審査結果を広くウェブを通じて世界に発信していく。認証評価の結果を広く社会に公表し、透明性の高い社会に開かれた評価をしていく。受審校のステークホルダーに改善進捗状況の理解を求めていく。

2. 評価基準の内容

評価基準は 18 の評価項目から構成され、教育研究活動の内容に従い 5 分野、1) 「教育研究上の目的」、2) 「教育課程等」、3) 「学生」、4) 「教員組織」そして 5) 「管理運営と施設設備」に分類されている。各評価項目は、「基本視点」と「細目視点」とか構成され、「細目視点」は「基本視点」の内容をより詳細に具体化した 78 の評価基準である。

評価基準の構成

分 野	評価項目（基本視点）	細目視点数
第 1 章 「教育研究上の目的」	基準 1：教育研究上の目的	4
	基準 2：教育研究上の目的達成の重要な要素	3
	基準 3：教育研究上の目的の継続的な見直し	3
	基準 4：財務戦略	3
第 2 章 「教育課程等」	基準 5：学習目標	3
	基準 6：教育課程	7
	基準 7：教育水準	9
	基準 8：教育研究の維持向上の取組	5
第 3 章 「学生」	基準 9：求める学生像	3
	基準 10：アドミッション・ポリシーと入学者選抜	5
	基準 11：学生支援	4

	基準 12：学生の学業奨励	3
第 4 章 「教員組織」	基準 13：教員組織	6
	基準 14：教員の資格	5
	基準 15：教員に対する教育研究支援	4
	基準 16：教員の任務	3
第 5 章 「管理運営と施設設備」	基準 17：管理運営	3
	基準 18：施設・設備	5
計	18	78

3. 評価体制

認証評価の審査体制は下記の委員会により構成されている。

1) 認証評価委員会 (Accreditation Committee)

認証評価委員会は、認証評価委員会規則第 4 条に従い、知的財産分野及び経営分野の専門家及び実務家 15 名以上 20 名以内の委員で構成される。認証評価委員会は、専門審査委員会で審議した「認証評価審査結果（案）」を総合的な視点から審査し、ABEST21 理事会に答申する「認証評価結果（案）」を作成する。

2) 専門審査委員会 (Pre-Accreditation Committee)

専門審査委員会は、専門審査委員会規則第 4 条に従い、知的財産分野及び経営分野の専門家及び実務家 35 名以上 40 名以内の委員で構成される。専門審査委員会は認証評価委員会より付議された受審校の認証評価の実質的な審査を行い、認証評価委員会に付議する「認証評価審査結果（案）」を作成する。そのために、専門審査委員会の下に、下記の委員会が設置されている。

(1) 「専門審査小委員会（ピア－レビュー－チーム：Peer Review Teams）」

ピア－レビュー－チームは、受審校より提出された「認証評価計画」及び「自己点検評価報告」の実質的な「書面審査」と「実地調査」を行い、審査報告書を作成する。

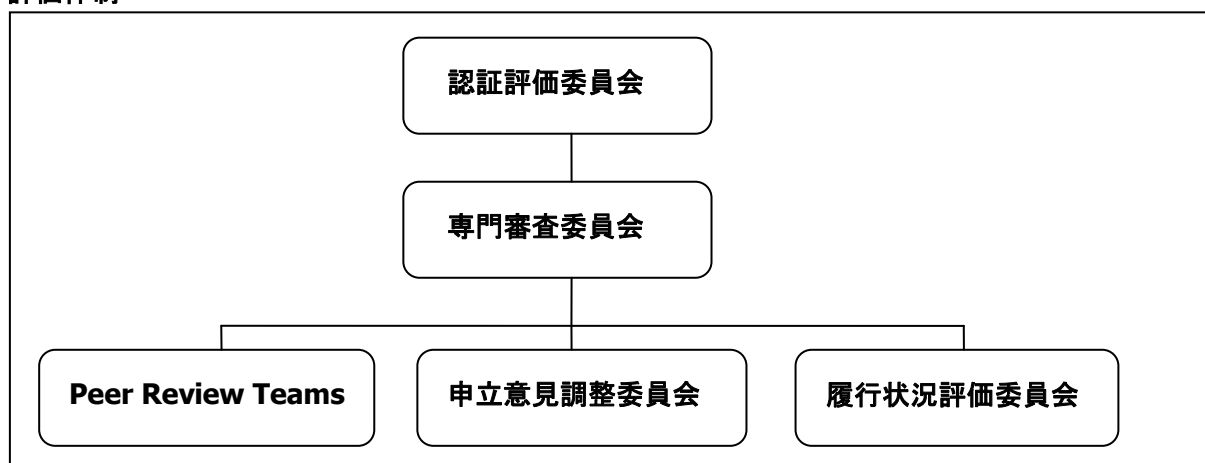
(2) 「申立意見調整委員会」

専門審査委員会で審議した「認証評価審査結果（案）」を受審校に内示し、「認証評価審査結果（案）」に対する受審校の申立意見の調整を行う。

(3) 「実行計画履行状況評価委員会」

認証校の課題改善を図る実行計画の履行状況を評価し、改善の推進を図るアドバイスをしていく。

評価体制



4. 認証評価の審査委員会

1) 認証評価委員会(Accreditation Committee)

委員長

- ・ Robert S. SULLIVAN, Dean, Rady School of Management, University of California at San Diego, USA

副委員長

- ・ 鈴木 久敏、筑波大学副学長
- ・ 青木 利晴、株式会社 NTT シニア アドバイザー
- ・ 有信 睦弘、東京大学監事
- ・ Ilker BAYBARS, Deputy Dean, Carnegie Mellon Tepper School of Business, Carnegie Mellon University, USA
- ・ Jim HERBOLICH, Deputy Director General and Director of Network Services, EFMD,
- ・ Yuji IJIRI, Professor, Carnegie Mellon Tepper School of Business, Carnegie Mellon University, USA
- ・ Susie Nobue BROWN, Associate Dean, Red McCombs School of Business, University of Texas at Austin, USA
- ・ 古川 享、慶応義塾大学メディアデザイン研究科教授
- ・ 羽矢 惇、新日鉄エンジニアリング株式会社代表取締役社長
- ・ Tae-Sik AHN, Dean, Graduate School of Business Administration, Seoul National University, KOREA
- ・ Xiongwen LU, Dean, School of Management, Fudan University, CHINA
- ・ 小枝 至、日産自動車株式会社名誉会長
- ・ 村上 輝康、株式会社野村総合研究所シニアフェロー
- ・ 岡村 正、日本商工会議所会頭
- ・ Lawrence B. PULLEY, Dean, Mason School of Business, College of William and Mary, USA
- ・ 斎藤 孝一、南山大学経営学部・大学院ビジネス研究科教授
- ・ 杉山 武彦、一橋大学長
- ・ 富浦 梓、独立行政法人科学技術振興機構、社会技術開発センター、研究開発成果実装支援・プログラム、プログラムオフィサー
- ・ Oleg VIKHANSKIY, Dean, Graduate School of Business Administration, Moscow State University, RUSSIA

2) 専門審査委員会(Pre-Accreditation Committee)

委員長

- ・ 堀内 正博、青山学院大学総合文化政策学部教授

副委員長

- ・ 松尾 博文、神戸大学大学院経営学研究科教授

副委員長

- ・ 椿 広計、統計数理研究所リスク解析戦略研究センター長
- ・ 浅田 孝幸、大阪大学大学院経済学研究科教授
- ・ Chester C. BORUCKI, Associate Dean, Tias Nimbus Business School, Tilburg University, Netherland
- ・ Siriwut BURANAPIN, Head, Management Department, Faculty of Business Administration, Chiang Mai University, Thailand
- ・ Ming Yu CHENG, professor, Faculty of Accountancy and Management, University of Tunku Abdul Rahman, Malaysia
- ・ 願興寺皓之、南山大学大学院ビジネス研究科教授
- ・ Anna GRYAZNOVA, Associate Dean, Graduate School of Business Administration, Moscow State University, Russia

- ・ Zhonghe HAN, Associate Professor, School of Management, Fudan University, China
- ・ 平木多賀人、東京理科大学経営学部教授
- ・ 広瀬 徹、南山大学大学院ビジネス研究科教授
- ・ 保々 雅世、日本オラクル株式会社常務執行役員
- ・ 井田 昌之、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授
- ・ 石田 寛、関西学院大学大学院経営戦略研究科准教授
- ・ Gugus IRIANTO, Dean, Faculty of Economics, Brawijaya University, Indonesia
- ・ Hong-Joo JUNG, Professor, School of Business Administration, Sungyunkwan University, Korea
- ・ Ali KHATIBI, Dean, Graduate Management Center, Management & Science University, Malaysia
- ・ Basheer Ahmed KHAN MOHAMMED、Vice Chancellor, Sid- Kanhu Murmu University, India
- ・ 熊平 美香、株式会社エイテッククマヒラ代表取締役
- ・ Kai LI, Dean, School of Business Administration, Northeastern University, China
- ・ Changchong LU, Professor, School of Business Administration, Dongbei University of Finance & Economics, China
- ・ Qin Hai MA, Vice Dean, School of Business Administration, Northeastern Univ., China
- ・ Amir MAHMOOD, Assistant Dean, Faculty of Business and Law, University of Newcastle, Australia
- ・ 前田 昇、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授
- ・ 森本 博行、首都大学東京大学院社会科学部経営学専攻長
- ・ Derrabi MOHAMED, Dean, School of Business Administration, Al Akhawayn University, Morocco
- ・ R. Taggart MURPHY、筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
- ・ 中野 勉、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授
- ・ 中里 宗敬、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授
- ・ Sang-Koo NAM, Provost & Executive Vice President, Korea University, Korea
- ・ Ruslan PRIJADI, Head, Graduate School of Management, University of Indonesia, Indonesia
- ・ Ashraf SABRY, Professor, Faculty of Management, University of Applied Science Hof., Germany
- ・ A. SEETHARAMAN, Head, MBA Program, SP Jain Center of Management, Singapore
- ・ 重田 晴生、弁護士、エル・アンド・ジェイ法律事務所
- ・ Themis SUWARDY, Associate Dean, School of Accountancy, Singapore Management University, Singapore
- ・ 舘 昭、桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
- ・ 高橋 文郎、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科長
- ・ 高森 寛、LEC 会計大学院教授
- ・ 舘岡 康雄、静岡大学大学院工学研究科教授
- ・ Jann Hidajat TJAKRAATMADJA, Vice Dean, School of Business and Management, INSTITUT TEKNOLOGI BANDUNG, Indonesia
- ・ 内平 直志、株式会社東芝研究開発センター次長
- ・ 上野 信行、県立広島大学経営情報学部教授
- ・ Carlos Romero USCANGA, Alumni Relations Director, Tecnológico de Monterrey, Mexico
- ・ 若林 靖永、京都大学大学院経営管理研究部教授
- ・ 山田 秀、筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
- ・ 山本 昭二、関西学院大学大学院経営戦略研究科教授
- ・ 湯本 祐司、南山大学大学院ビジネス研究科教授
- ・ Zhiwen YIN, Associate Dean, Faculty of Management, Fudan University, China
- ・ Alexander ZOBOV, Professor, Graduate School of Business Administration, Moscow State University, Russia

5. 認証評価の保証期間

ABEST21 は、認証評価の保証期間を 5 年とし、受審校は 5 年ごとに認証評価を受けるものとする。

- 1) 受審校が最初に受ける認証評価を「認証初審評価(Initial Accreditation)」とする。
- 2) 受審校が初審評価から次の 5 年以内に受ける認証評価を「認証維持評価 (maintenance accreditation)」とする。

6. 情報公開

ABEST21 は、認証評価の透明性と客観性を高めていくために、評価基準、評価の方法及び認証評価実施体制等の事項を公表し、その他の認証評価に関する情報について可能な範囲でウェブページに掲載する。また、ABEST21 に対して認証評価に関する文書の開示請求があった場合は、個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報や本専門職大学院の正当な利益を害する恐れのある情報等を除き、原則として開示していく。

ABEST21 は、受審校の認証評価結果を ABEST21 理事会の議を経て受審校に通知し、同時に文部科学大臣に報告する。また、ABEST21 は、受審校の「自己点検評価報告」の概要と認証評価結果を、ABEST21 の年間活動の報告である「ABEST21 年次報告書」及び ABEST21 ウェブサイト (<http://www.abest21.org/>) にそれぞれ掲載し、広く社会に公表する。

7. 審査費用等

認証評価の審査費用は、下記のとおりである。

- 1) 基本審査費用 1,000,000 円
受審校は、認証評価の受審本申請する 4 月末日までに、基本審査費用を所定の ABEST21 口座に振り込む。
- 2) 専門審査費用 2,000,000 円
受審校は、認証評価の第一審査である「認証評価計画」に審査合格した年度の 3 月末日までに、専門審査費用を所定の ABEST21 口座に振り込む。

VII 認証評価プロセス（案）

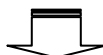
ステップ A

ステップ A-1：「認証評価受審資格申請書」の提出

提出期限：2 月末日

認証評価受審資格申請書の提出

- 「認証評価受審資格申請書」の受付



ステップ A-2：受審資格申請の審査

審査時期：3 月上旬

受審資格申請の審査

- 受審資格審査委員会の審査
- ABEST21 理事会の承認



ステップ A-3：メンターの決定

決定時期：5 月上旬

メンターの決定

- メンター候補者の選考
- メンター候補者の推薦
- メンターの決定
- 受審校にメンター決定通知



ステップ B

ステップ B-1：メンターの指導開始

指導開始：5 月上旬～

メンターの指導活動開始

- 「認証評価計画」の趣旨説明
- 自己点検評価の分析指導
- 「認証評価計画」の作成指導



ステップ B-2：「認証評価計画」の提出

提出時期：9 月末日

「認証評価計画」の受付



ステップ B-3：専門審査委員会の開催
開催時期：11月上旬

PRT 委員会委員の決定



- 専門審査委員会の開催
- 「認証評価計画」の提出確認
- PRT 委員会の設置
- PRT 委員会委員の決定
- PRT 委員会 Chair の決定
- 「書面審査」の開始
- 「PRT 審査報告書」の作成・提出

ステップ B-4：専門審査委員会の開催
開催時期：1月上旬

「PRT 審査報告書」の審査



- 専門審査委員会の開催
- 「PRT 審査報告書」の審議
- 「認証評価計画」の判定

ステップ C

ステップ C-1：メンターの指導再開
指導開始：1月上旬～

メンターの指導再開



- 「自己点検評価報告」の趣旨説明
- 自己点検評価の分析指導
- PDCA サイクルの推進指導
- 「自己点検評価報告」の作成指導

ステップ C-2：「自己点検評価報告」の提出
提出時期：9月末日

「自己点検評価報告」の受付



ステップ C-3：専門審査委員会の開催
開催時期：11月上旬

「自己点検評価報告」の審査開始



- 専門審査委員会の開催
- 「自己点検評価報告」の提出確認
- PRT による審査活動の再開
- PRT による「書面審査」及び「現地調査」の実施
- 「PRT 審査報告書」の作成・提出

ステップ C-4 : 専門審査委員会の開催
開催時期 : 1 月上旬

「認証評価審査結果 (案)」の作成



- 専門審査委員会の開催
- 「PRT 審査報告書」の審議
- 「認証評価審査結果 (案)」の作成
- 受審校への「認証評価審査結果 (案)」の内示決定
- 「申立意見調整委員会」の設置
- 申立意見調整委員会委員の決定
- 認証評価委員会に「認証評価審査結果 (案)」の報告

ステップ D

ステップ D-1 : 認証評価委員会の開催
開催時期 : 3 月上旬

「認証評価 (案)」の作成



- 認証評価委員会の開催
- 「認証評価審査結果 (案)」の審議
- 「認証評価 (案)」の作成
- 「認証評価 (案)」の ABEST21 理事会に答申

ステップ D-2 : ABEST21 理事会の開催
開催時期 : 3 月上旬

「認証評価」の決定



- 認証評価委員会の「認証評価 (案)」の審議
- 受審校の「認証評価」の決定

ステップ D-3 : 文部科学省に結果報告
報告時期 : 3 月中旬

文部科学省に結果報告



- 文部科学省に認証評価結果の報告

ステップ D-4 : 受審校に結果報告
報告時期 : 3 月下旬

受審校に結果報告



- 受審校に認証評価審査結果の報告
- 受審校に認証評価審査報告書の提出

ステップ D-5 : 文部科学省記者クラブに発表
発表時期 : 3 月下旬

文部科学省記者クラブに審査結果の発表

- 認証評価審査結果を文部科学省記者クラブで発表
- ABEST21 ウェブサイトに審査結果を掲載
- 認証評価審査結果報告書の作成
- ABEST21 Annual Report に掲載



ステップ D-6 : 実行計画履行状況報告の提出

提出時期 : 認証評価 1 年後の 6 月末日

改善計画履行状況の確認

- 専門審査委員会の開催
- 「実行計画履行状況報告」の確認
- 「実行計画履行状況審査委員会」の設置
- 実行計画履行状況の評価
- 「認証計画履行状況評価報告書」の作成
- 専門審査委員会に報告
- 受審校の改善状況を ABEST21 ウェブサイトへ掲載

Ⅸ 認証評価基準と解説（案）

第1章 教育研究上の目的

基準1：教育研究上の目的

[基本視点]

認証評価を申請する知財専門職大学院(以下「受審校」という。)は、教育研究の活動の意思決定の指針となる「教育研究上の目的(mission)」を明確に規定し、明文化していなければならない。

[解説]

基本視点は、受審校の基本的目的である「教育研究上の目的」が明確に定義されているかを分析する。受審校は「真空」のなかにあるのではなく、「環境」に存在するのであるから環境の変化に対応して教育研究環境を改善していかなければならない。改善を図る課題を解決する意思決定は、「教育研究上の目的」に従って行われてくる。それ故に、「教育研究上の目的」は抽象的な「教育の理念」または「建学の精神」また学生に対する Welcome Message と異なり、当該受審校が目指す人材育成の目標を示唆するものでなければならない。

[細目視点1]

受審校は、「教育研究上の目的」をグローバル化時代の要請に応えた国際的に通用する高度専門職業人育成に配慮した内容のものとしているか。

[解説]

細目視点1は、知財分野専門職大学院は国際的に通用する高度専門職業人養成を目指した大学院であるから、受審校の「教育研究上の目的」はそれに反映したものであるかを分析する。特に、現代の経済・社会・文化のグローバル化、高科学技術化、情報化及び環境保護の時代的要請を考慮するならば、受審校の「教育研究上の目的」はその時代的要請に応えた内容を含むものであることが必要となる。

[細目視点2]

受審校は、「教育研究上の目的」をステークホルダーの意見を反映した内容のものとしているか。

[解説]

細目視点2は、ステークホルダーの意向を組み入れた「教育研究上の目的」の内容であるかを分析する。「教育研究上の目的」の達成にはステークホルダーの協力が必要である。特に、学生は「教育研究上の目的」の達成の主要な担い手である。学生は受審校の「教育研究上の目的」に賛同して自己のキャリア形成をしてくることから、学生は受審校の「教育研究上の目的」に大きな関心がある。また、教員も「教育研究上の目的」に重大な関心をもつ。それは教員の教育研究活動の推進を可能とするか否かの判断基準となるからである。人材採用をする企業にとっても期待する人材が育成されているかどうかに関心をもっている。従って、受審校の「教育研究上の目的」はステークホルダーの意見を聴取した内容のものであることが望まれてくる。

[細目視点3]

受審校の「教育研究上の目的」は、学校教育法第99条第2項の「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」の規定から外れるものではないか。

[解説]

細目視点3は、専門職大学院設置基準に基づいて設置認可された受審校の「教育研究上の目的」の内容が学校教育法第99条第2項の規定する内容と適合しているかを分析する。

[細目視点4]

受審校は、「教育研究上の目的」を受審校の発行する印刷物等、例えば、学則、入学案内、授業要覧及び履修要綱等に、また、ホームページに掲載し、周知公表を図っているか。

[解説]

細目視点4は、受審校の「教育研究上の目的」が広くステークホルダーの支援を受けて達成されていくものであるために、「教育研究上の目的」を利用可能な各種情報媒体に掲載され周知公表されているかを具体的な例示により分析する。

基準2：「教育研究上の目的」の重要な要素

[基本視点]

受審校の「教育研究上の目的」は、企業等組織の知財ビジネスに係る高度専門職業人育成に重要な要素を含む内容のもで、受審校が所属する大学の「教育研究上の目的」と整合していなければならない。

[解説]

基本視点は、受審校の「教育研究上の目的」の内容を構成する重要な要素として、受審校が所属する大学の「教育研究上の目的」と整合している内容であることを具体的な例示により分析する。受審校は大学の「教育研究上の目的」を達成する役割の一端を担って設置された教育組織であるために、受審校の「教育研究上の目的」は大学の「教育研究上の目的」と整合してこなければならない。

[細目視点1]

「教育研究上の目的」は、企業等組織の知財ビジネスに関する高度の専門知識・技能及び基礎的素養を修得する内容のものとなっているか。

[解説]

細目視点1は、受審校が知財専門職大学院としての使命である企業等組織で働く知的財産人材を育成していくたすために、組織の知財ビジネスに関する高度の専門知識・技能及び基礎的素養の修得を目指した要素を含むものであることを具体的な例示により分析する。

[細目視点2]

「教育研究上の目的」は、学生のキャリア形成に寄与する内容のものとなっているか。

[解説]

細目視点2は、受審校の「教育研究上の目的」が学生のキャリア形成に寄与する内容の要素を含むものであることを具体的な例示により分析する。学生のキャリア形成に寄与しない内容の「教育研究上の目的」では、学生の入学志願の期待は得られないであろう。

[細目視点3]

「教育研究上の目的」は、所属教員の教育研究活動の推進に寄与する内容のものとなっているか。

[解説]

細目視点3は、受審校の教育が所属教員の教育研究活動の成果に依存しているので、受審校の「教育研究上の目的」が所属教員の教育研究活動を推進する動機を与える内容の要素を含むものであるかを具体的な例示により分析する。教員にインセンティブを与えない「教育研究上の目的」では、教員は教育研究活動を推進は期待できないし、「教育研究上の目的」も達成されてこないで

あろう。受審校の「教育研究上の目的」は所属教員にとって自己の教育研究活動を推進しうる魅力ある「教育研究上の目的」でなければならない。

基準 3 : 「教育研究上の目的」の継続的な検証

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」を継続的に検証していくプロセスを定め、教育研究環境の変化に対応して見直していかなければならない。

[解説]

基本視点は、受審校が環境の変化に対して「教育研究上の目的」を継続的に検証していることを具体的な例示により分析する。環境の変化のスピードを上回る改善のスピードでなければ組織は存続できない。それ故に、継続的な検証が不可欠であり、その検証が一時的なものでなく制度的に設定されたプロセスに従って継続的に行われていく必要がある。

[細目視点 1]

受審校は、「教育研究上の目的」を検証する組織的な体制が整備されているか。

[解説]

細目視点 1 は、「教育研究上の目的」の検証が組織的に行われていることを具体的な例示により分析する。

[細目視点 2]

受審校は、「教育研究上の目的」の継続的な検証に必要な資料の収集及び管理の体制を整備しているか。

[解説]

細目視点 2 は、「教育研究上の目的」の組織的な検証に必要なデータ類の管理が組織的に行われる体制になっているかどうかを具体的な例示により分析する。

[細目視点 3]

受審校は、「教育研究上の目的」の検証プロセスにステークホルダーの意見を聴取する機会を設けているか。

[解説]

細目視点 3 は、「教育研究上の目的」の組織的な検証にステークホルダーの意見を聴取する機会が設定されているプロセスとなっているかどうかを具体的な例示により分析する。学生がキャリア形成に期待する「教育研究上の目的」であるために、所属教員が教育研究活動を推進する「教育研究上の目的」であるために、また、企業が受審校の教育課程に期待する「教育研究上の目的」であるためにも、ステークホルダーの意見を無視することはできない。

基準 4 : 「教育研究上の目的」の達成に必要な財務戦略

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な資金を獲得する短期的及び長期的な財務戦略を策定していなければならない。

[解説]

基本視点は、受審校が「教育研究上の目的」を達成するのに必要な財源を確保していくために、短期的及び長期的な財務戦略を策定しているかどうかを具体的な例示により分析する。特に、市

場経済特有の経済の変動によって受審校の財政状況も厳しくなってくるとき、なお更外部資金獲得の戦略が必要である。外部資金獲得の戦略を考える場合にも、外部資金獲得そのものが戦略目標ではなく、必要な外部資金をどの様にして獲得していくかをも考えていかねばならない。それ故に、短期的及び長期的な財務戦略が必要となるのである。

[細目視点 1]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な財政的基礎を有しているか。

[解説]

細目視点 1 は、受審校が「教育研究上の目的」の達成に必要な財政的基礎があるかを具体的な例示により分析する。

[細目視点 2]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な資金調達戦略を立てているか。

[解説]

細目視点 2 は、受審校が「教育研究上の目的」の達成に必要な資金を調達していく戦略を立てているかを具体的な例示により分析する。

[細目視点 3]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な予算措置をしているか。

[解説]

細目視点 3 は、受審校が「教育研究上の目的」の達成に必要な予算措置をしているかを具体的な例示により分析する。

第 2 章 教育課程等

基準 5 : 学習目標

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、イノベーションと知見、グローバル化等及び先端的な科学技術の普及等の要素を含む学習目標を明確に定めていなければならない。

[解説]

基本視点は、学生が受審校の「教育研究上の目的」を達成していく重要な担い手であるために、学生がその意識をもって学業に励む学習目標を明確に定められているかを具体的な例示により分析する。学生の学習目標の意識を高揚させていくためには、学習目標が学生に付加価値を与える内容のものでなければならない。21 世紀のグローバル時代の時代的要請に応えた学生のキャリア形成に資する内容のもので、イノベーションと新しい知見、グローバル化等及び先端的科学技術の学習していく内容が含まれていることが必要である。

[細目視点 1]

受審校は、学習目標をシラバス等に明記し、学生に周知公表をしているか。

[解説]

細目視点 1 は、学生が学習目標を認識していくために、授業要覧及びシラバス等に記載され学生に周知公表されていることが必要であることを具体的な例示により分析する。

[細目視点 2]

受審校は、学習目標の達成のために、授業科目履修指導指針を定め、履修相談に応じる配慮を

しているか。

[解説]

細目視点2は、学生に学習目標の理解を深化させていくために、学習目標が授業科目履修指導指針に明記され、学生の理解を深める履修相談等の配慮がなされているかを具体的な例示により分析する。

[細目視点3]

受審校は、学習目標の達成のために、学生、教員及び職員間のコミュニケーションシステムを構築し、学習相談及び学習助言の円滑化を図る方策をとっているか。

[解説]

細目視点3は、学生の学習目標の達成を支援していくためには、学生と教職員間にコミュニケーション・ネットワークの構築が必要であることを具体的な例示により分析する。受審校がコミュニケーション・ネットワークを活用した学習相談及び学習助言を円滑化させていく方策を整備しているかどうかを点検する。

基準6：教育課程

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教育課程を体系的に編成していなければならない。

[解説]

基本視点は、専門職大学院制度が研究指導を必須としないことを教育方法の特徴としているために、コースワークの教育方法の導入に基づいた体系的な教育課程の編成が求められていることを具体的な例示により分析する。

[細目視点1]

受審校は、教育課程の編成において、「教育研究上の目的」を達成する理論的教育と実務的教育の架橋に留意し、知財ビジネスの教育研究及び実務の動向に配慮しているか。

[解説]

細目視点1は、体系的な教育課程の編成において高度専門職業人養成に不可欠な理論的教育と実務的教育の架橋に配慮したものとなっているかを具体的な例示により分析する。

[細目視点2]

受審校は、教育課程の編成において、企業等組織の知財ビジネスに係る高度専門職業人育成に必要な高度の専門的知識・技能と高度の職業能力の修得、職業倫理観の涵養及び国際的視野の拡大に配慮しているか。

[解説]

細目視点2は、体系的な教育課程の編成において高度専門職業人養成に不可欠な高度の専門的知識・技能と高度の職業能力の修得、職業倫理観の涵養及び国際的視野の拡大への配慮がなされているかを具体的な例示により分析する。

[細目視点3]

受審校は、教育課程の体系的な編成において、知財ビジネス教育に必要なコア科目への分類を含めて体系的に配置しているか。

[解説]

細目視点3は、体系的な教育課程の編成において必要なコア科目が配置されていることを具体的な例示により分析する。例えば、知財専門職大学院のコア科目として、「特許法」、「実用新案法」、「意匠法」、「商標法」、「著作権法」、「不正競争防止法」及び「民法」等の科目が、また、コア科目の教育に基づく基本科目として、「知的財産関連条約」、「知財管理」、「知的財産戦略」、「知的財産とイノベーション」及び「企業倫理」等の科目の配置が考えられる。

[細目視点4]

受審校は、教育課程を検証するプロセスを明確に定め、継続的に検証しているか。

[解説]

細目視点4は、体系的な教育課程の編成が「教育研究上の目的」に従って検証するプロセスを整備し、継続的な検証を行っているかどうかを具体的な例示により分析する。

[細目視点5]

受審校は、他研究科の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定等の措置を講じているか。

[解説]

細目視点5は、体系的な教育課程の編成に必要な本学他研究科及び他大学の授業科目を履修する機会を提供することにより教育課程の編成を充実させていくことが必要であることを求めている。また、学科目の履修だけでなく企業等でのインターンシップ制度により教育内容の充実させていくことも必要である。このような学習機会の拡充を図る単位互換や単位認定の制度が整備されているかを具体的な例示により分析する。

[細目視点6]

受審校は、授業の方法において、実践的な教育を行うために事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な授業の方法を導入しているか。

[解説]

細目視点6は、体系的な教育課程の編成においては授業科目の授業内容の特性に従い多様な授業の方法が導入されていることを具体的な例示により分析する。授業内容の特性に従って講義形式の授業方法だけでなく、事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な授業の方法の導入が必要となる。

[細目視点7]

受審校は、授業の方法において、多様なメディアを高度に利用して通信教育の授業を行う場合には、授業の実施方法の整備に努め、教育効果の向上に努めているか。

[解説]

細目視点7は、受審校が授業の方法において多様なメディアを高度に利用して通信教育の授業を行う場合には、授業の実施方法の整備に努め、教育効果の向上に努めていることが求められる。しかし、通信教育の授業を導入していない場合にはこの細目視点の点検は不要である。

基準7：教育水準

[基本視点]

受審校は、学生の学習目標の達成のために、教育内容の水準を定めていなければならない。

[解説]

基本視点は、学生の学習目標が教育内容の水準を維持してこそ達成されていくものであることを具体的な例示により分析する。教育内容の水準が維持されないならば、学生の学習目標も「教育研究上の目的」も達成されてこない。従って、教育内容の水準を定めてこななければ成らない。個々の授業科目の教育水準は当該授業科目の学業成績評価基準で、また教育課程の課程修了要件で教育水準は維持していくかもしれない。しかし、「教育研究上の目的」で目指す人材育成を実現していくためには、人材育成で求められる力量を涵養していくために教育内容の水準が目標として定められてこななければならない。

[細目視点1]

受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学習環境及び学習指導体制を整備しているか。

[解説]

細目視点1は、教育内容の水準を維持していくためには、学習環境及び学習指導体制が整備されていることを具体的な例示により分析する。

[細目視点2]

受審校は、教育内容の水準を維持していくために、1単位の授業科目の学修に必要とされる授業時間を確保しているか。

[解説]

細目視点2は、教育内容の水準を維持していくためには、1単位の授業科目の学修に必要な授業時間数が維持されていることを具体的な例示により分析する。

[細目視点3]

受審校は、教育内容の水準を維持していくために、授業科目の時間割配置を適切にし、授業科目の履修登録単位数の上限を設定し、授業科目の履修を適切にする指導をしているか。

[解説]

細目視点3は、教育内容の水準を維持していくためには、偏りの無い学科目の履修ができるように履修授業科目の時間割配置を適切にし、また履修科目の学習が十分にできないような無理な履修登録を避けるために授業科目の履修登録単位数の上限を設定し、学習目標を達成できるように授業科目の履修指導のオリエンテーションを適切に行われていることを具体的な例示により分析する。

[細目視点4]

受審校は、教育内容の水準を維持していくために、履修した授業科目の学業成績の評価基準及び教育課程修了の判定基準を明確に定め、学則等に記載し、学生に周知公表しているか。

[解説]

細目視点4は、教育内容の水準を維持していくためには、学業成績評価の基準及び課程修了判定の基準を明確に定め、その基準が学則等に記載され、学生に周知公表され、学生と共有されていることを具体的な例示により分析する。

[細目視点5]

受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学業成績の評価及び課程修了の判定を公正に実施し、客観性と厳格性が得られる措置を講じているか。

[解説]

細目視点5は、教育内容の水準を維持していくためには、学業成績評価及び課程修了判定が公正になされなければならない、評価の客観性と厳格性を守る措置がとられていることを具体的な例示により分析する。

[細目視点6]

受審校は、教育内容の水準を維持していくために、授業科目の履修登録の学生数を、授業の方法等の教育上の諸条件を考慮して授業の教育効果が十分に得られる適正な数としているか。

[解説]

細目視点6は、教育内容の水準を維持していくためには、授業科目の履修登録学生数を適正なクラスサイズに維持されていることを具体的な例示により分析する。

[細目視点7]

受審校は、教育内容の水準を維持していくために、留学生等の学生の多様化に対応した履修指導、学習相談及び進路指導等の学生支援を適切に行っているか。また、通信教育を行う場合には、十分に配慮した学生支援を適切に行っているか。

[解説]

細目視点7は、教育内容の水準を維持していくためには、学生の多様化に対応した履修指導、学習相談及び進路指導等の学生支援を適切に行われることを具体的な例示により分析する。また、通信教育が行われる場合には、学生支援の配慮を適切に行わなければならない。

[細目視点8]

受審校は、教育内容の水準を維持していくために、学生の科目履修及び単位取得の状況等についての情報を教員間で共有し、必要な改善措置を講じているか。

[解説]

細目視点8は、教育内容の水準を維持していくために、学生の科目履修状況及び単位取得状況等の情報が教員間で共有されていることが必要であり、その共有化の措置がとられていることを具体的な例示により分析する。

[細目視点9]

受審校は、標準修業年限を短縮している場合には、「教育研究上の目的」に照らして、十分な教育成果が得られる教育方法及び授業時間割設定の配慮をしているか。

[解説]

細目視点9は、受審校が標準修業年限を短縮している場合に、例えば、1年または1年半の修業年限の教育プログラムを実施している場合には「教育研究上の目的」を損なうことなく十分な教育成果が得られる教育方法及び授業時間割設定の配慮がなされていることを具体的な例示により分析する。

基準8：教育研究の質維持向上の取組

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、組織的な教育課程の改善に取組まなければならない。

[解説]

基本視点は、「教育研究上の目的」を達成していくためには、環境の変化に対応して教育課程の

組織的な改善がなされていることを具体的な例示により分析する。教育課程は永久不変のものでなく、環境の変化に対して絶えず見直していかなければならない。それを制度的に行うことに意義がある。

[細目視点 1]

受審校は、開講する各授業科目の授業目的、授業内容、授業計画、授業方法、使用教材、オフィスアワー及び授業評価基準等を明記し、学生の学習目標の達成に資する内容のシラバスを作成し、公開し、ピアレビューによるシラバスの検証をしているか。

[解説]

細目視点 1 は、教育質維持向上の改善を図るために、シラバスのピア・レビューが行われていることを具体的な例示により分析する。シラバスは学科目の授業の目的、授業の内容、授業計画、授業の方法、授業の使用教材、オフィスアワー及び授業評価基準等を内容とするものであるが、シラバスの内容が「教育研究上の目的」や学習目標に適合する内容のものであるか、また授業が実際にシラバス通りに行われているかを学生による授業評価だけに頼るのではなくピア・レビューしていくことも必要である。

[細目視点 2]

受審校は、学生の科目履修状況、課程修了状況、単位取得状況、学業成績状況及び進路状況等の調査から、また、ステークホルダーの意見等から、教育課程の改善の検証をしているか。

[解説]

細目視点 2 は、教育課程の改善には学生の科目履修状況、課程修了状況、単位取得状況、学業成績状況及び進路状況等のデータを利用して検証されていることを具体的な例示により分析する。また、ステークホルダーの意見を聴取していくことも重要である。

[細目視点 3]

受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、自己点検評価を継続的に行い、その評価結果を広く社会に公表しているか。

[解説]

細目視点 3 は、教育研究の質維持向上を図るために、自己点検評価を継続的におこなわれていることを具体的な例示により分析する。自己点検評価の結果は広く社会に公表していかなければならない。

[細目視点 4]

受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、組織的な研修をしているか。

[解説]

細目視点 4 は、教育研究の質維持向上を図るために、組織的な取組がなされていることを具体的な例示により分析する。受審校が FD を組織的に展開していくことにより教育課程の改善が実現していくものである。

[細目視点 5]

受審校は、教育研究の質維持向上を図るために、教員の優れた教育及び研究の業績を評価する制度を整備しているか。

[解説]

細目視点 4 は、教育研究の質維持向上を図るために、学生を教育していく教員の教育上の指導

能力が必要であり、教員の必要な教育上の指導能力を評価していくために、教員の教育研究業績を評価する制度が整備されていることを具体的な例示により分析する。

第3章 学生

基準9：求める学生像

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、本教育課程の教育を受けるに望ましい学生像を明確にしていなければならない。

[解説]

基本視点は、「教育研究上の目的」の達成のために、教育課程で学ぶ学生の学力・能力及び基礎的素養を身につけた学生像を明示されていることを具体的な例示により分析する。「教育研究上の目的」は学生の学業の成果とそれに基づくその後の社会での働きによって評価されてくる。従って、教育課程で学ぶに相応しい学生像を明確にし、その学生像に見合う学力、能力、経験及び資質等を有する学生を入学させていくのでなければ、「教育研究上の目的」は達成できないと考える。

[細目視点1]

受審校は、入学者選抜において求める学生像の学生を実際に入学させているか。

[解説]

細目視点1は、入学者選抜において求める学生像の学生を実際に入学させているかを点検する。

[細目視点2]

受審校は、入学志願者層に入学者選抜を受ける公正な機会を提供しているか。

[解説]

細目視点2は、入学受験の機会が入学志願者に公正に与えられているかを具体的な例示により分析する。

[細目視点3]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成を担う学生像を継続的に検証しているか。

[解説]

細目視点3は、「教育研究上の目的」を達成する望ましい学生像についての検証が継続的に行われているかを具体的な例示により分析する。

基準10：アドミッション・ポリシーと入学者選抜

[基本視点]

受審校は、入学者選抜において、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)を明確に定め、明文化していなければならない。

[解説]

基本視点は、受審校が本教育課程の教育を受けるに望ましい学生を受入れるためのアドミッション・ポリシーを明確に定められているかを具体的な例示により分析する。アドミッション・ポリシーは入学志願者に対する歓迎メッセージでもなければ、受審校の紹介でもない。入学者を受入れる基本方針であり、そのアドミッション・ポリシーが明確化しているから教育を受けるに望ましい学生の確保が可能となるのである。

[細目視点1]

受審校のアドミッション・ポリシーは、「教育研究上の目的」を達成する内容のものとなっているか。

[解説]

細目視点1は、アドミッション・ポリシーの内容が受審校の「教育研究上の目的」の内容を整合するものであることを具体的な例示により分析する。

[細目視点2]

受審校は、アドミッション・ポリシーとアドミッション・ポリシーに従った入学出願資格条件を募集要項等の印刷物に明確に記載し、入学出願者に周知公表しているか。

[解説]

細目視点2は、アドミッション・ポリシーが学生募集要項等に記載され、入学出願者に周知公表されていることを具体的な例示により分析する。

[細目視点3]

受審校は、入学者選抜において、出願者の適性及び能力等を客観的かつ厳格に評価する選抜をしているか。

[解説]

細目視点3は、アドミッション・ポリシーに従って出願者の適性及び能力等を客観的かつ厳格に評価する入試選抜をしていることを具体的な例示により分析する。

[細目視点4]

受審校は、入学者選抜において、実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組を行うなど入学定員と実入学者数との関係の適正化を図っているか。

[解説]

細目視点4は、入学者数を所定の入学定員及び収容定員どおり受入れていることを点検する。入学定員を大幅に上回ることもまた下回ることもない適切な入学状況であることを具体的な例示により分析する。

[細目視点5]

受審校は、入学者選抜において、経済のグローバル化に対応して多様な知識または経験を有する入学生の多様化に努めているか。

[解説]

細目視点5は、グローバル化に対応して学生の多様化に取り組む入学者選抜をしているかを具体的な例示により分析する。

基準11：学生支援

[基本視点]

受審校は、学生の学業継続のために、適切な学生支援体制を整備していなければならない。

[解説]

基本視点は、入学した学生の学業継続を支援していくために、学生支援体制が適切に整備されていることを具体的な例示により分析する。

[細目視点 1]

受審校は、経済的支援を求める学生に対して、必要な措置を講じているか。

[解説]

細目視点 1 は、経済的支援を求める学生に対して、必要な措置が講じられていることを具体的な例示により分析する。

[細目視点 2]

受審校は、学生の進路指導及びキャリア形成支援を求める学生に対して、必要な情報収集、情報管理、情報提供及び学生相談等の支援を行う事務組織体制を整備しているか。

[解説]

細目視点 2 は、進路指導及びキャリア形成支援を求める学生に対して、必要な情報収集、情報管理、情報提供及び学生相談等の支援を行う事務組織体制が整備されていることを具体的な例示により分析する。

[細目視点 3]

受審校は、学生生活の支援を求める学生に対して、学業及び学生生活に関する相談・助言等を行う支援体制を整備しているか。

[解説]

細目視点 3 は、学生生活支援を求める学生に対して、学業及び学生生活に関する相談・助言等を行う支援体制が整備されていることを具体的な例示により分析する。

[細目視点 4]

受審校は、特別な支援を求める留学生及び障害のある学生に対して、学習支援及び生活支援等を適切に行っているか。

[解説]

細目視点 4 は、特別な支援を求める留学生及び障害のある学生に対して、学習支援及び生活支援等が適切に行われていることを具体的な例示により分析する。

基準 12：学生の学業奨励

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な学生の学業奨励の取組をしていなければならない。

[解説]

基本視点は、「教育研究上の目的」を達成していくためには、学生の学業成績の向上を図るインセンティブとなる学業奨励制度が整備されていること具体的な例示により分析する。

[細目視点 1]

受審校は、学業成績優秀な学生に対して報奨する制度を整備しているか。

[解説]

細目視点 1 は、学業成績優秀な学生に対して、それを表彰する報奨制度が整備されているかを点検する。また、同時に学業成績不良な学生に対しては学習指導及び進路変更指導等を行う制度が整備されているかを具体的な例示により分析する。

[細目視点 2]

受審校は、学業継続の困難な学生に対して経済的支援や学習支援等の相談を行う体制を整備しているか。

[解説]

細目視点2は、学業継続困難な学生に対して、経済的支援や学習支援等の相談体制が整備されているかを具体的な例示により分析する。

[細目視点3]

受審校は、学生の学業奨励のために、入学時や新学期授業開始前に、また、教育課程の変更時にオリエンテーションを実施しているか。

[解説]

細目視点3は、学生の学業奨励のために、入学時や新学期授業開始前に、また、教育課程の変更時に、それぞれオリエンテーションを実施しているかを具体的な例示により分析する。

第4章 教員組織

基準13：教員組織

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な教員組織を整備していなければならない。

[解説]

基本視点は、「教育研究上の目的」の達成に必要な十分な教員組織が整備されていることを具体的な例示により分析する。基準13では、先ず教育課程を運営していくに必要な教員組織を明確にしていく。

[細目視点1]

受審校は、教育課程における専任の教員を必要と認められる数、任用しているか。

[解説]

細目視点1は、専門職大学院設置基準で学生収容定員数に応じて定められている専任教員が就任していることを表13-1及び表13-2により具体的な例示により分析する。教員数は今年度5月現在とする。

表13-1：専門職大学院設置基準第4条の必要教員数

	収容定員数	必要専任教員数	实在専任教員数	過不足数
- - 年5月現在				

表13-2：教員組織の現状

	必要教員充足率	実務家教員比率	博士学位取得率	専任教員比率
- - - 年度				
	専任教員担当単 位比率			

必要教員充足率＝实在専任教員数 / 必要専任教員数

実務家教員比率＝実務家専任教員数 / 必要専任教員数

博士学位取得率＝博士学位取得者数 / 实在専任教員数

専任教員比率＝専任教員数 / 教員数

専任教員担当単位比率＝年間専任教員担当単位数 / 年間教員担当単位数

[細目視点2]

受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる授

業科目に必要なかつ十分な専任の教授又は准教授を任用しているか。

[解説]

細目視点2は、教育課程の主要な授業科目に必要なかつ十分な専任の教授又は准教授を配置しているかを点検する。専門職大学院設置基準で求められる教員数が就任しているだけでなく、その内訳として教育課程の主要な授業科目を担当する専任の教授又は准教授が就任していることをも具体的な例示により分析する。

[細目視点3]

受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる実務家教員を任用しているか。

[解説]

細目視点3は、専門職大学院設置基準で求められている実務家教員を任用していることを表13-3の作成に基づき具体的な例示により分析する。

表 13-3：教員組織の構成

種別	学術教員(AQ)	実務家教員(PQ)	計
専任教員 (P)			
兼任・兼任教員 *			
計			

- * 専任教員(P) : Participating faculty members
- * 兼任・兼任教員=支援教員(S) : Supporting faculty members
- * 学術教員(AQ) : Academically Qualified faculty members
- * 実務家教員(PQ) : Practically Qualified faculty members

[細目視点4]

受審校は、教員組織の構成において、「教育研究上の目的」の達成のために必要と認められる専任の教員と非専任の教員との割合に配慮しているか。

[解説]

細目視点4は、教員組織の構成において専任教員(P)（当該専門職大学院所属の専任教員）と支援教員(S)（兼任教員及び兼任教員）の教員との割合について配慮していることを表13-4の作成に基づき具体的な例示により分析する。点検に際しては開講授業科目数および担当単位数の総合計において専任教員(P)と支援教員(S)（兼任教員及び兼任教員）のそれぞれの割合を示して適切性を点検する。

表 13-4：専任教員と支援教員の授業担当割合

教員名	P or S	Pの場合		Sの場合		備考
		担当科目数	単位数	担当科目数	単位数	
A	P	5	10			
B	S			1	2	
計						

[細目視点5]

受審校は、教員組織の構成において、教員の年齢構成の割合に配慮しているか。

[解説]

細目視点5は、教員組織の構成において教員組織の活性化を図るためにも教員の年齢構成について適切な割合が維持されているかを表13-5の作成に基づき具体的な例示により分析する。

表 13-5：教員の年齢構成

種別	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳以上	計
教授						
准教授						
助教						
助手						
小計						
支援教員						
合計						

[細目視点6]

受審校は、開講授業科目について高度の教育上の指導能力があると認められる下記の各号に該当する専任の教員を、専攻ごとに「文部科学大臣が別に定める数」（平成15年文部科学省告示第53号第1条。以下同じ。）を置いているか。

- 1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

[解説]

細目視点6は、教員組織を構成する教員開講授業科目について高度の教育上の指導能力を有する教員を任用しているかを具体的な例示により分析する。その場合、当該受審校がどのような基準に従って「高度の教育上の指導能力」の判断をしているかを明確にしていなければならない。特に、①専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者を、②専攻分野について、高度の技術・技能を有する者を、そして③専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者を、それぞれどのような基準で判断しているかを規則等の例示により分析していかななければならない。教員組織の最終学位については下表13-6を用いて分析する。

表13-6：教員組織の最終学歴

種別	博士学位取得者数	修士学位取得者数	その他	合計
教授				
准教授				
助教				
助手				
小計				
支援教員				
合計				

基準14：教員の資格

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な教育上の指導能力を有する教員を任用していなければならない。

[解説]

基本視点は、基準13が「教員の数」の視点からの分析を求めているのに対して、基準14は「教員の質」の視点からの分析を求めているので、「高度の教育上の指導能力」を有する教員が任用されていることを具体的な例示により分析する。「教育研究上の目的」の達成しうる教育上の指導能力を有する教員を教育研究業績等の評価により検証していなければならない。

表14-1 専任教員の教育研究業績

教	最終	職	専門	AQ*4	PQ*5	担当	最近5年間の教育研究業績*7	計

員名	学位*1	位*2	分野*3			科目数・単位数*6	授業・教育向け業績		学術理論的研究業績		実務的業績		
							PRJ	OIC	PRJ	OIC	PRJ	OIC	
A	Ph.D.	教授	MGT	x		5(10)	—	—	3	14	—	—	17
B	MA	准教授	ACT		x	4(10)	—	1	—	—	—	2	3

表 14-2 兼任・兼任教員(S)の教育研究業績

教員名	最終学位*1	職位*2	専門分野*3	AQ*4	PQ*5	担当科目数・単位数*6	最近5年間の教育研究業績*7						計
							授業・教育向け業績		学術理論的研究業績		実務的業績		
							PRJ	OIC	PRJ	OIC	PRJ	OIC	
C	—	S	MKT		x	2(4)	—	1	—	5	—	4	10

注

*1：最終学歴（博士学位又は修士学位）

*2：職位（教授、准教授）

*3：専門領域

*4：AQ=Academically Qualified faculty members（学術教員）

*5：PQ=Professionally Qualified faculty members（実務家教員）

*6：担当科目数・単位数（2007年度学事暦における担当科目数と単位数）

*7：最近5年間の教育研究業績（提出年度より遡った5年間の教育研究業績）

- ・ 授業・教育向け業績：教育研究業績のうち主として“担当科目の授業用または知財専門職大学院等の教育に関することを目的とした業績”
- ・ 学術理論的研究業績：教育研究業績のうち主として“専門分野の高度専門的な学術理論的研究を目指した研究業績”
- ・ 実務的業績：教育研究業績のうち主として“専門分野の実務に関する教育的または研究的業績”
- ・ PRJ=Peer Review Journal(査読付教育研究業績)の本数
- ・ OIC=Other Intellectual Contributions(PRJ以外の教育研究業績)の本数

[細目視点1]

受審校は、教員の任用及び昇任に関する規則及び基準を定めているか。

[解説]

細目視点1は、「高度の教育上の指導能力」を有する教員の任用及び昇任に関する規則及び基準が制定されているかを規則及び基準を具体的な例示により分析する。

[細目視点2]

受審校は、教員の任用及び昇任に関する審査プロセスを明確に定め、客観的な審査をしているか。

[解説]

細目視点2は、「高度の教育上の指導能力」を有する教員の任用及び昇任に関する審査プロセス

が制定されているかを審査プロセスの具体的な例示により分析する。

[細目視点 3]

受審校は、最近 5 年間の教育研究業績等により教員の教育上の指導能力を評価する組織的な取組をしているか。

[解説]

細目視点 3 は、教員の「高度の教育上の指導能力」を組織的に評価する取組をしているかを具体的な例示により分析する。

[細目視点 4]

受審校は、専任教員の最近 5 年間の教育研究業績の資料を開示しているか。

[解説]

細目視点 4 は、専任教員の最近 5 年間の教育研究業績の情報公開を具体的な例示により分析する。

[細目視点 5]

受審校は、実務家教員の実務経験について定期的に評価を行い、授業科目担当の割り当てを適切に行っているか。

[解説]

細目視点 5 は、実務家教員の実務経験及び授業科目担当についての定期的に評価を行い、授業科目担当の割り当てを適切に行っているかを具体的な例示により分析する。

基準 15：教員に対する教育研究支援

[基本視点]

受審校は、教員の教育研究活動を推進していくために必要な教育研究環境の整備をしていなければならない。

[解説]

基本視点は、教員が教育研究活動を行う受審校の教育研究環境を点検し、教育研究環境が整備されているかを具体的な例示をもって分析する。

[細目視点 1]

受審校は、教員の教育研究活動の推進と教員の授業担当時間数との関係について、適切な範囲内にとどめるように配慮しているか。

[解説]

細目視点 1 は、教員の授業担当時間数が教育研究活動に大きな負担となってくることから、教員の授業担当時間数との関係で必要な教育研究環境が整備されているかを具体的な例示により分析する。

[細目視点 2]

受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な研究費獲得の支援体制を整備しているか。

[解説]

細目視点 2 は、教員が教育研究活動を推進していくために必要な研究費の獲得をしようとするとき、その研究費獲得を支援する体制が整備されているかを具体的な例示により分析する。

[細目視点 3]

受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な事務職員及び技術職員等の支援体制を整備しているか。

[解説]

細目視点3は、教員が教育研究活動を推進していくとき、その研究活動を支援する事務職員及び技術職員等の支援体制が整備されているかを具体的な例示により分析する。特に、教育研究活動が大型化・複合化してくると学術研究支援体制がなければ不可能となってくる。

[細目視点4]

受審校は、教員の教育研究活動の推進に必要な教育課程の活性化を図る適切な措置を講じているか。

[解説]

細目視点4は、教員の教育研究活動の成果が教育課程の改善に反映していく機会が与えられ、教育課程を活性化していく措置が講じられているか具体的な例示により分析する。

基準 16：教員の任務

[基本視点]

教員は、「教育研究上の目的」の達成のために、ステークホルダーとの意思疎通を図り、学術研究の推進に努め、「教育研究上の目的」を達成する授業の実現を図っていかなければならない。

[解説]

基本視点は、教員が「教育研究上の目的」を達成していく責務を負っているため、その実現のために①ステークホルダーとの意思疎通、②学術研究の推進、そして③「教育研究上の目的」を達成する授業の実現に努めているかを具体的な例示により分析する。

[細目視点1]

教員は、自己点検評価及び学生の授業評価の結果に基づいて、授業の内容、使用教材及び授業方法等の改善を絶えず行っているか。

[解説]

細目視点1は、教員が自己点検評価及び学生の授業評価の結果に基づいて、授業の内容、使用教材及び授業方法等の改善を絶えず行っているか具体的な例示により分析する。

[細目視点2]

教員は、学習目標の達成のために、先端的な高度専門的知識・技能の教授に努めているか。

[解説]

細目視点2は、学生の学習目標の達成のために、先端的な高度専門的知識・技能の教授に努めているか具体的な例示により分析する。

[細目視点3]

教員は、学習目標の達成のために、オフィスアワーの設定及び電子媒体等を通じて学生との対話を積極的に図り、学生の学習指導に努めているか。

[解説]

細目視点3は、学生の学習目標の達成のために、オフィスアワーの設定及び電子媒体等を通じて学生との対話を積極的に図り、学生の学習指導に努めているか具体的な例示により分析する。

第5章 管理運営と施設設備

基準 17：管理運営

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教員の教育研究活動を適切に支援していく管理運営体制を整備していなければならない。

[解説]

基本視点は、「教育研究上の目的」の達成のために、教員の教育研究活動を適切に支援していく管理運営体制が整備されているかを具体的な例示により分析する。例えば、学術研究推進の事務組織が整備されていることが必要である。

[細目視点 1]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために必要な管理運営事項を審議する教授会及び委員会等を設置し、審議事項を尊重し、教育研究環境を整備していく体制を講じているか。

[解説]

細目視点 1 は、教員の教育研究活動を支援する学術研究推進の管理運営事項を組織的に審議していく意思決定プロセスが整備されているかを具体的な例示により分析する。

[細目視点 2]

受審校は、受審校の設置形態及び規模に応じた管理運営の事務組織を整備しているか。

[解説]

細目視点 2 は、受審校の設置形態及び規模に応じた管理運営の事務組織が整備されているかを具体的な例示により分析する。例えば、専門職大学院の教育特徴から、他の教育組織と合同した事務組織で専門職大学院の管理運営をしていくのではなく、固有の事務組織を整備しているのが望ましい。

[細目視点 3]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、専任教員の教育研究活動に応じた規模と機能を持った管理運営組織を設けているか。

[解説]

細目視点 3 は、専任教員の教育研究活動に応じた規模と機能を持った管理運営組織が整備されているかを具体的な例示により分析する。管理運営の事務組織は専門職大学院運営の根幹をなすもので、学生及び教職員との意思疎通の円滑化が図られ、教育研究環境の改善が促進され、「教育研究上の目的」の達成に寄与してくるものである。

基準 18：施設支援

[基本視点]

受審校は、「教育研究上の目的」の達成のために、教育研究活動の推進に必要な施設及び設備等を整備していなければならない。

[解説]

基本視点は、「教育研究上の目的」の達成のために、教育研究活動の推進に必要な施設及び設備等が整備されていることを具体的な例示により分析する。例えば、受審校専用の演習室や実習室等の教室、図書室及び学術雑誌や視聴覚資料などを収集している資料室等の教育研究施設設備が必要である。

[細目視点 1]

受審校は、教育効果の向上を図る教室、演習室及び実習室等の教育研究施設及び設備等の質的かつ量的な整備をしているか。

[解説]

細目視点 1 は、「教育研究上の目的」の達成のために、教育効果の向上を図る教室、演習室及び実習室等の教育研究施設及び設備等の質的かつ量的な整備をしているか具体的な例示により分析する。

[細目視点 2]

受審校は、専任教員ごとに個別の研究室を用意しているか。

[解説]

細目視点 2 は、教員の教育研究活動の推進のために、教員に個別研究室等を用意しているか具体的な例示により分析する。

[細目視点 3]

受審校は、図書、学術雑誌及び視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集しているか。

[解説]

細目視点 3 は、教員の教育研究活動の推進のために、図書、学術雑誌及び視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集しているか具体的な例示により分析する。

[細目視点 4]

受審校は、受審校の教育研究組織及び教育課程に応じた施設及び設備を整備し有効に活用しているか。

[解説]

細目視点 4 は、受審校の教育研究組織及び教育課程に応じた施設及び設備を整備し有効に活用しているか具体的な例示により分析する。

[細目視点 5]

受審校は、学生の自主的な学習を促進する学習環境を十分に整備し、学生の利用に供しているか。

[解説]

細目視点 5 は、学生の自主的な学習を促進する学習環境を十分に整備し、学生の利用に供しているか具体的な例示により分析する。

ABEST21 知財専門職大学院の
認証評価の概要

特定非営利法人

THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW、
a 21st century organization

107-0062

東京都港区南青山 5-4-29

TEL. : 03-3498-6220 / FAX : 03-3498-6221

[http : //www.abest21.org](http://www.abest21.org)

©ABEST21 All Rights Reserved

本誌掲載事項の無断転載を禁じます。
